

2 公共施設等の概要

第2章 公共施設等の概要

2-1. 本書で取り上げる公共施設等の分類

本書では、現在の利用実態や施設の目的・用途によって、施設を次のとおり分類します。

大分類	中分類	具体例
庁舎	庁舎	本庁、庁舎
社会福祉施設	保育所	保育所
	児童館	児童センター、児童館
	福祉施設	社会福祉センター、健康福祉センター
	老人福祉施設	老人福祉センター、老人憩いの家など
保健・衛生施設	保健相談センター	保健相談センター
	ゴミ処理場	ごみ溶融施設、リサイクルプラザ
	し尿処理場	し尿処理場
	浸出水処理施設	浸出水処理施設
	小動物焼却炉	へい獣処理施設
体育施設	体育施設	体育館、陸上競技場、グラウンド、プールなど
社会教育施設	文化施設	公民館、図書館、劇場・ホール、資料館など
学校施設	小学校	小学校
	中学校	中学校
	幼稚園	幼稚園
	調理場	調理場
	教育相談施設	教育相談施設
	防災施設	消防施設
	防災センター	防災センター
市民施設	自治公民館	学習等併用施設、集会所など
	地域交流センター	地域防災センター
農林水産施設	農水施設	農民研修施設、漁民研修施設など
	自治公民館	農村環境改善センター、農村婦人の家
	集落排水処理施設	農業集落排水処理場
商工・観光施設	商工・観光振興施設	あやはし館、じんぶん館、闘牛場、休憩所など
	その他	旅客待合所、観光トイレ
都市計画施設	公園	公園
	公営住宅	市営住宅
	改良住宅	市営住宅
	改良店舗	市営店舗
上下水道処理施設	水道施設	配水池、ポンプ場
	下水道施設	終末処理場、ポンプ場
その他	その他	上記以外の施設

2-2. 公共施設等の保有状況

(1) 対象施設

本書では、332 施設（学校、市営住宅などは1施設内に複数の棟を保有しているため施設数と棟数は一致しない）を対象とし、総延床面積は約 41 万㎡となっています。

(2) 施設分類別数量

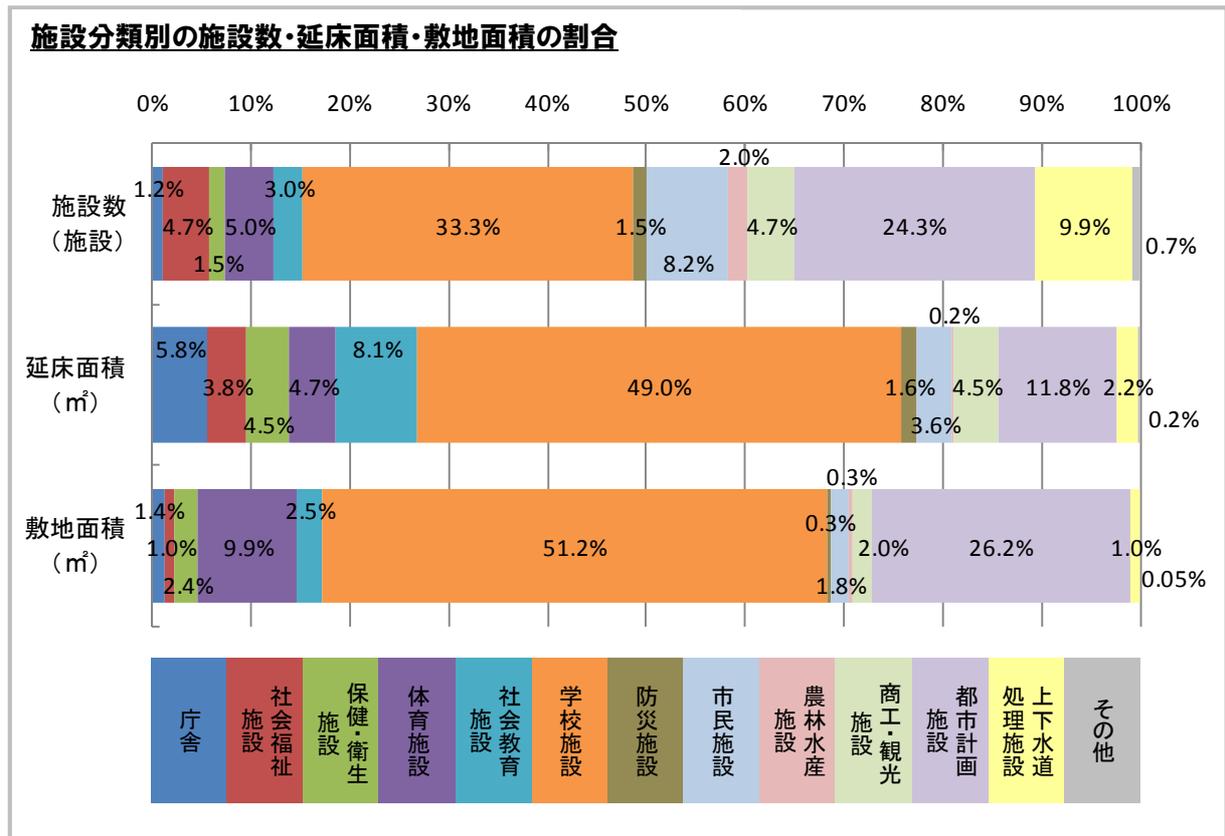
本市が保有する施設について、施設数と延床面積等からその数量を施設分類別に整理します。

① 大分類別に見た施設数量

大分類別にみると、施設数では「学校施設」（33.0%）が最も多く、次いで「都市計画施設」（24.9%）が多くなっており、2分類で全体の約6割を占めています。

延床面積では「学校施設」がほぼ半分を占めています。「社会教育施設」と「庁舎」においては、施設数の割合に比べると延床面積が占める割合は大きく、大規模な施設が配置されています。

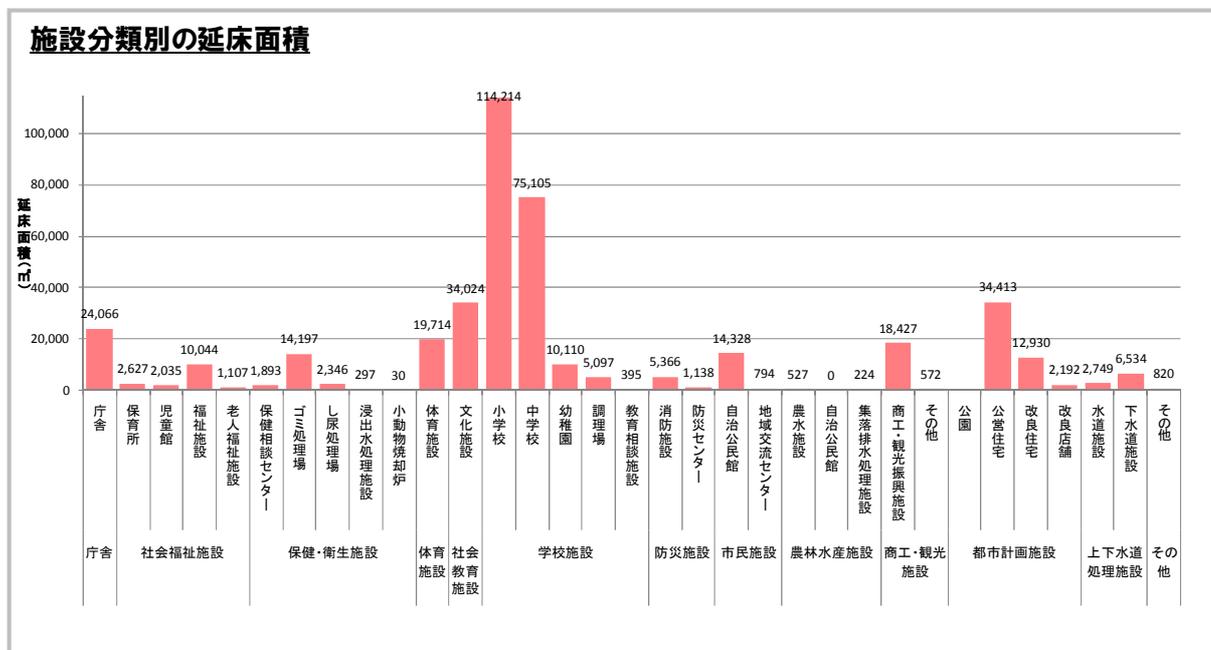
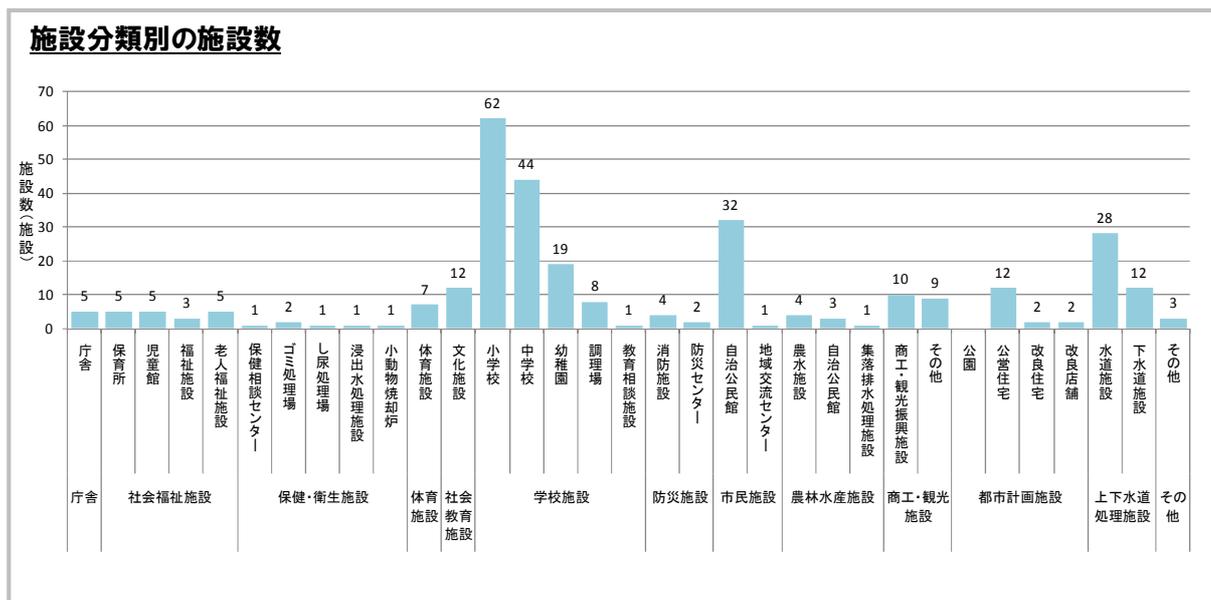
敷地面積でも「学校施設」がほぼ半分を占めています。



②中分類別に見た施設数量

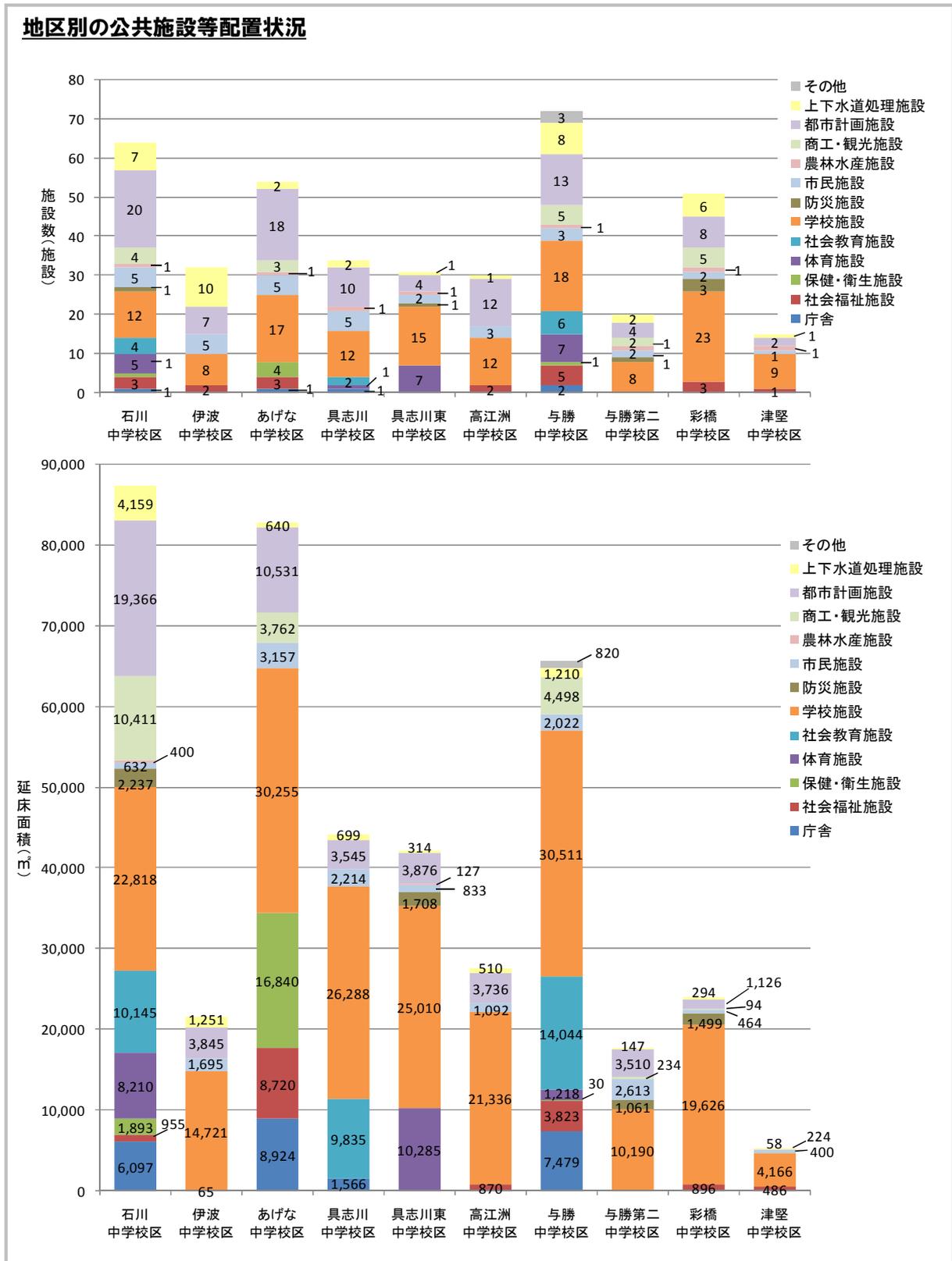
中分類別にみると、施設数については、「小学校」が62施設（校舎のほか、体育館、プール等含む）と最も多く、次いで「中学校」が44施設、市民施設の「自治公民館」が32施設と多くなっています。また、配水池やポンプ場などの「水道施設」も28施設と多くなっています。

延床面積では、「小学校」が114,214㎡と最も大きく、次いで「中学校」が75,105㎡と大きくなっています。また、「公営住宅」や「文化施設」「庁舎」が大きくなっています。



(3) 公共施設等の配置状況

中学校区別にみると、施設数では「与勝中学校区」が最も多く、次いで「石川中学校区」「あげな中学校区」となっていますが、延床面積では「石川中学校区」と「あげな中学校区」が大きくなっています。また、「彩橋中学校区」では施設数に対して延床面積が小さいことから、他地区と比較すると小規模な施設が配置されていることが伺えます。



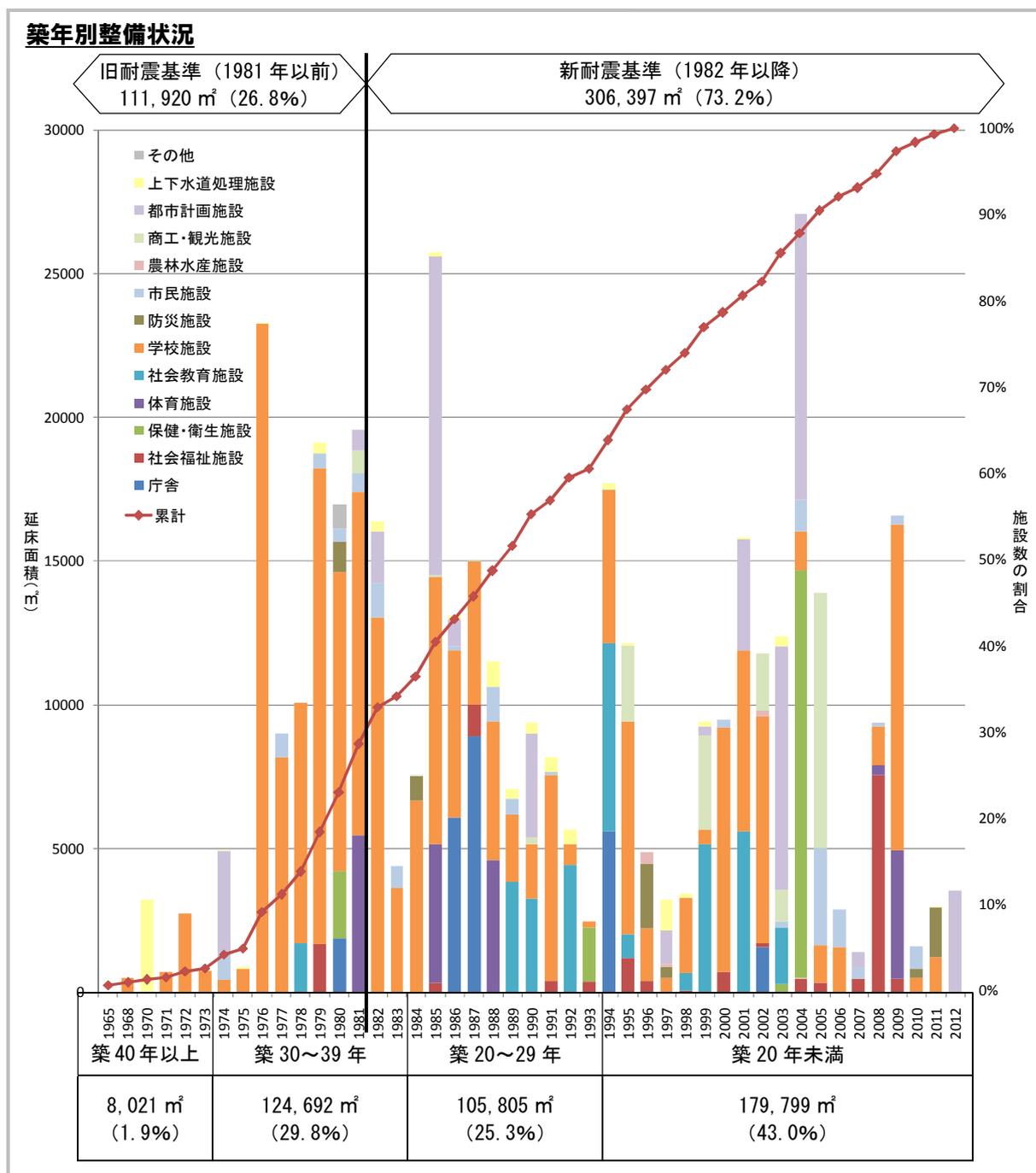
2-3. 公共施設等の整備状況

(1) 築年別整備状況

築年別整備状況をみると、延床面積ベースでは、築20年未満の施設が全体の43.0%を占め、築20年～29年の施設が25.3%、築30年～39年の施設が29.8%となっており、築40年以上の施設は1.9%と僅かとなっています。

施設数ベースでは、昭和51(1976)年から昭和57(1982)年にかけて急ペースで整備が進められています。

建物用途別にみると、1970年代後半に学校施設の整備が多く見られ、1980年代では体育施設や庁舎、1990年代では社会教育施設の整備が多くなっています。そして、2000年代については、商工・観光施設や保健・衛生施設、社会福祉施設の整備が見られます。



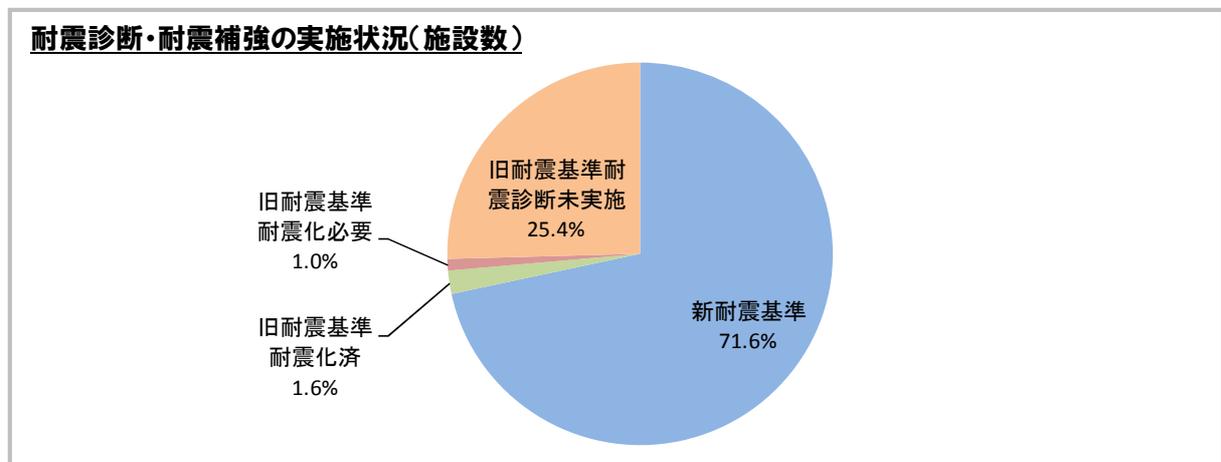
(2)耐震診断・耐震補強の実施状況

現在の耐震基準は、昭和 56(1981)年の建築基準法改正により定められ、それ以前に建設した施設についてはその基準を満たしていない可能性があることから、耐震診断を実施し、必要に応じた改修により、耐震化を図っていく必要があります。

本市が保有する施設について、耐震診断・耐震補強の実施状況を整理します。

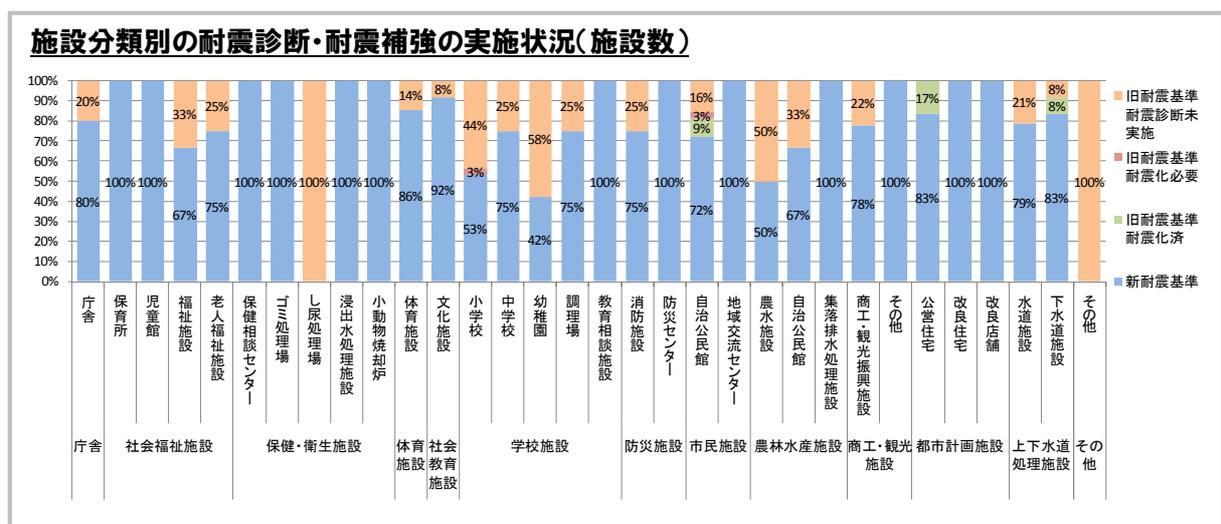
①施設全体の状況

本市が保有する施設のうち、新耐震基準で建設された施設は約 7 割、旧耐震基準で建設された施設は約 3 割となっています。旧耐震基準で建設された施設のうち耐震化が図られている施設は僅かであり、多くが耐震診断未実施の状況です。



②施設分類別の状況

施設分類別にみると、「小学校」と市民施設の「自治公民館」で耐震化が必要な施設が見られます。



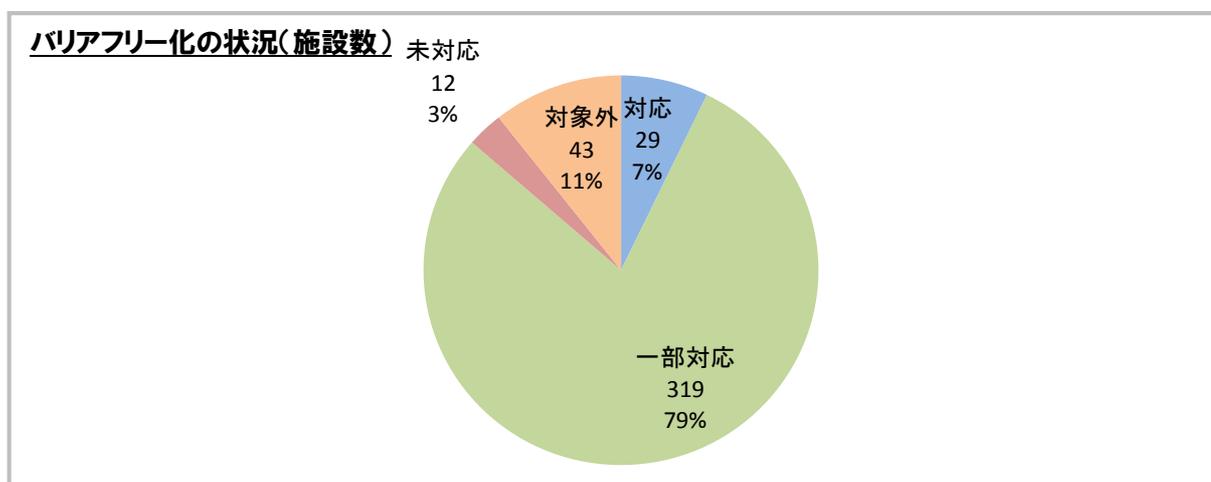
(3)バリアフリー化の状況

平成 18(2006)年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)により、各施設においてはバリアフリー化基準への対応が求められています。本書では、各施設における「出入口」「廊下等」「階段」「エレベーター」「トイレ」「駐車場」「アプローチ」「視覚障害者誘導用ブロック」についてバリアフリー化基準を満たしているかを整理します。

①施設全体の状況

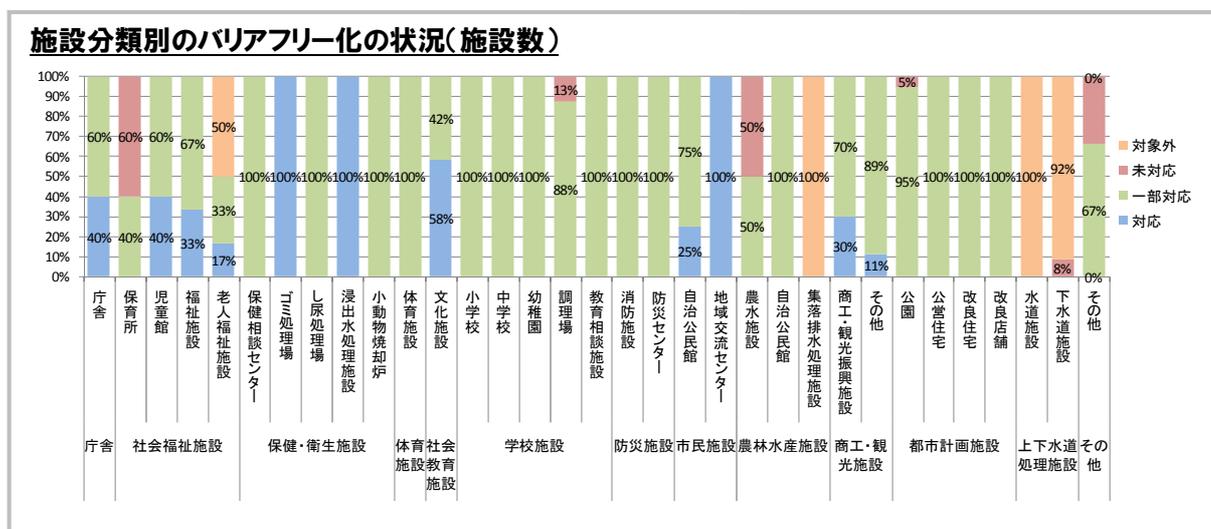
本市が保有する施設のうち、上記の全てにおいてバリアフリーに対応している施設は僅かであり、一部に対応している施設は約8割となっています。

なお、利用者が限定されている施設は対象外として整理しています。



②施設分類別の状況

施設分類別にみると、バリアフリーへの一部対応を含めると、多くがバリアフリー化されていますが、「保育所」「農水施設」では半数以上がバリアフリー未対応となっています。



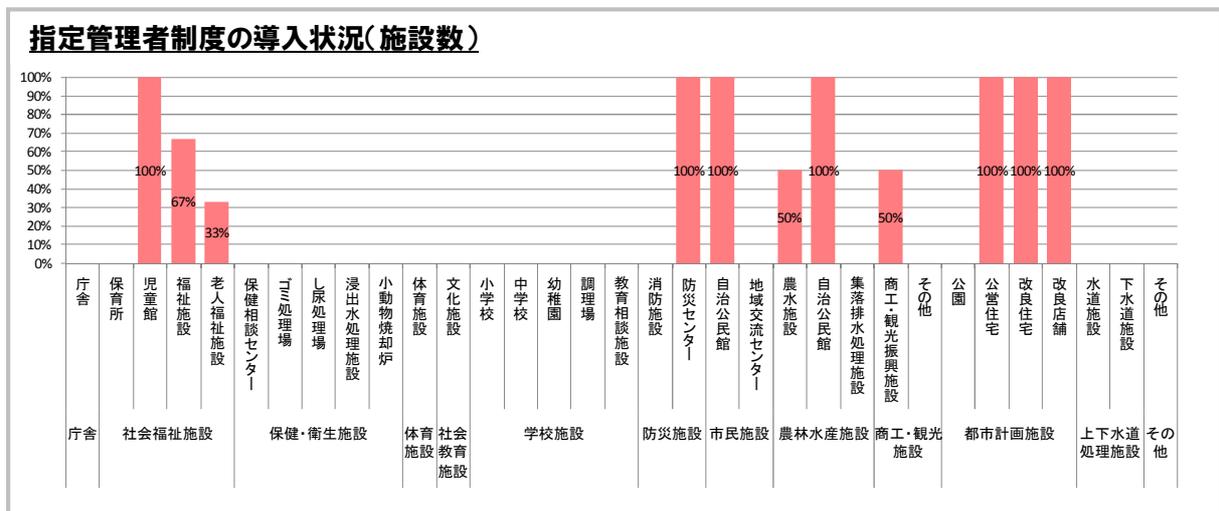
2-4. 公共施設等の管理運営状況

(1) 管理運営方式の状況

施設の管理運営方式には、施設の設置・運営をとともに公共団体が直接担う「直営方式（一部業務委託を含む）」のほか、公共団体が建設した施設の管理運営を民間に委託する「管理運営委託」、民間に有償若しくは無償で貸与または譲渡し管理運営を委ねる「施設貸与・譲渡方式」、民間が建設・所有する施設を公共団体が借り受けて管理運営を行う「リース方式」、民間資金の活用により施設の設計から建設・運営などをまとめて民間に任せる「PFI方式」などがあります。

「管理運営委託」については、平成 15(2003)年の地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、民間事業者に委託できるようになりました。

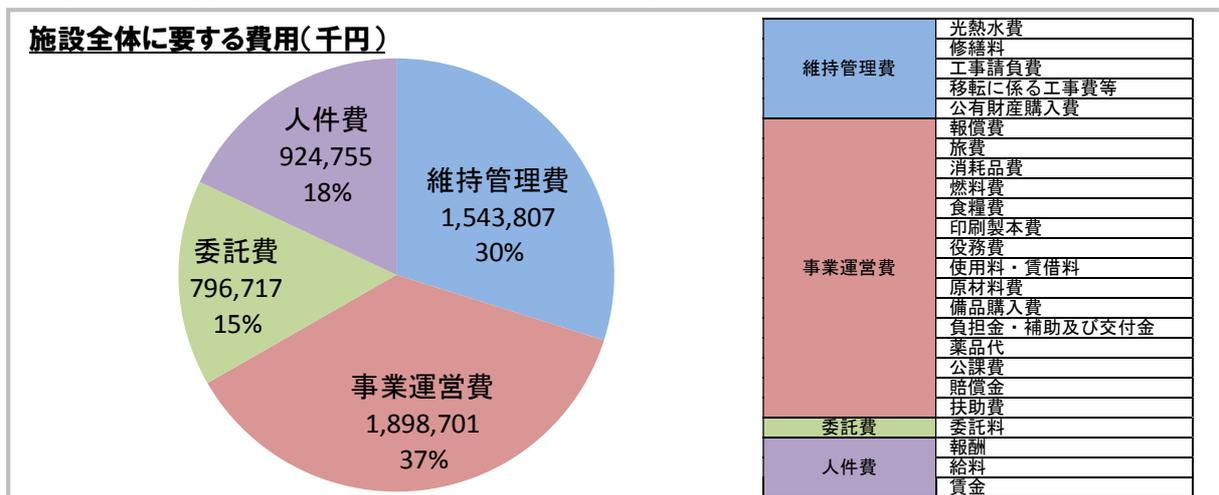
本市では、「児童館」、「防災センター」、市民施設の「自治公民館」、「市営住宅」など多くの施設で指定管理者制度を導入しています。



(2) 管理運営経費の状況

① 施設全体に要する費用

施設全体に要する費用は、年間で約 52 億円です。その内訳は、維持管理費（光熱水費や保守など施設の管理に要する費用）が約 15 億円（30%）、事業運営費（窓口業務など施設で提供するサービスに要する費用）が約 19 億円（37%）、委託費が約 8 億円（15%）、人件費が約 9 億円（18%）となっており、事業運営費の占める割合が大きくなっています。



②施設分類別

施設分類別にみると、合計額の割合では、「学校施設」「保健・衛生施設」が大きな割合を占めています。

維持管理費については、「学校施設」が全体の約7割を占めています。

事業運営費については、「保健・衛生施設」が全体の約7割を占めています。

委託費については、「学校施設」のほか「都市計画施設」「社会教育施設」の占める割合も比較的大きくなっています。

人件費については、「学校施設」が大きな割合を占めています。

